

○島田町八間丁奇談

咄隨筆に云ふ。入江八郎右衛門の家人藤田孫右衛門と云ふ者の母、享保十年の冬、嶋田町八間丁といふ所の宅井戸の内より、錢十文入りたる袋上りけり。是は外井にてもあらば、人のおとしたるにてもあらん。家内に有るなれば、他の者のおとしたるにてはなし。内の者は親子のみ也。神佛の我にあたへ給ふ福ならんと信心深く、袋は外面の垣にはさみ干し置きて、錢にて蠟燭と一の如來に捧げんと、前町なる能登屋安右衛門方へ行きけり。安右衛門見て、此の錢半分は古錢なり。能き錢にて有るべしと云ふ。故に孫右衛門に見せけり。孫右衛門見て、幸ひ主人八郎右衛門殿古錢數寄なりとて奉る。或時出家來りて、お婆は正直成人也。我等の秘密夢想の御符あり。是を病人に頂戴させられよ。いか成病も可治と也。幸ひ一類の内に大病人あり。則ち頂戴させけるに、四五日の間に本復して、病人は歩にて禮に來る。扱は不思議の御符也とて、知音近付縁者の人々へ與へけるが、享保十一年の春夏、能登・越中等より聞き傳へ、御符うけに來る人多し。去程に金澤中大名小名の歴々

までも、竊に御符頂戴せられけるとか。此の御符は、出家一人行衛も知らず來りて被下たり。是は地藏尊ならんか。明日にても御出あらん。申請可進など云ひて、はかばか數不出。後には三日も四日も詰めて居る。人々家内に居あまり、庭に立ち外に立ち、八間丁の小路には幾人も石に腰かけ並み居たり。爰に小さき地藏尊持佛堂の内にもまします。此の像に香花を捧げ、花瓶の水を申請け取りて行き病人に頂戴させ、或は痛所に付けゝるに忽ち快氣せり。或時小松より廿四五許の男馬に乗り來る。眼病人にて盲の如し。兄なる者付添ひて介抱せり。是は先年金澤濱屋に手代して居たる者也とかや。毎日々々地藏尊の花瓶の水にて目を洗ふ。あるじの老母是を見て、扱もく痛敷事也。此の御符僅に有之、一粒可進。花瓶の水にて則ち頂戴せしに、兩眼開きて、翌日歩にて小松へ歸りしを、岩倉新丞母體に見たりと云ふ。又木越權十郎と云ふ馬醫亂氣にて、馬書挿色々樂書して反古となさんとせしが、右御符を頂戴いたさせけるに、四日目に本復せり。彼の妻女は大瀬七右衛門が娘にて、縫成咄を笠松惣左衛門いへり。其の外様々御符の

奇特あれども、今縫成事のみ載之。扱右御符を出したるもの、山伏にも非ず。出家にもあらず。乞食坊主のたぶらかしたるにて有りしとかや。此は全く孫右衛門が母の正直なるゆゑに、地藏菩薩の變化し給ふと思ひ詰めたる御符なれば、利益のありしもことばりならんか。

○鐵炮町

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、嶋田勘兵衛上地町の次に鐵炮町とあり。此の町名後絶えたりけん。國事昌披問答にも記載せず。按するに、そのかみ鐵炮足輕の組地なりし故、鐵炮町と呼びたるならん。貞享二年六月十八日の違書に如左あり。

一柳監物殿屋敷の、先比度々鐵炮之落玉有之候。先年上屋相打候儀は御停止に被仰出候。監物殿屋敷之儀は重事候間、監物殿近所は勿論之事、屋敷之内に而角打申節氣遣可仕旨、御横目中を以被仰渡候條、急度可被得其意候。

右先年上屋相打候停止といふ事は、萬治二年正月六日の違書に、居屋敷之内に而爲稽古的打儀は御赦免。但し植木にとまり候鳥は勿論、あげ星射越など無之様に隣へ遠慮可

仕。とあり。

○大音主馬上地町

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、鐵炮町の次に大音主馬上地町とあり。此の町名も國事昌披問答に記載せず。按するに、改作所舊記に記載せる寛文二年九月田井村五郎兵衛算用場への上申書に、當夏小立野石引町大音主馬殿上屋敷に相渡、其替地に田井村高之内地子に下し申儀云々。と見えれば、其のはじめ大音氏の邸地木新保にありしを、寛文二年の夏小立野石引町へ移轉し、木、新保の跡地は地子地となし、町家を建て、大音主馬上地町と呼びたるもの也。

○殿町

龜尾記に云ふ。殿町の名は、今の専光寺の後なる井上氏の邸地に、大聖寺候不行跡ありて、謹慎せしめられ給ふ故に此の名ありといへり。